

子保第889号

裁 決 書



審査請求人

処 分 庁 豊見城市福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] (以下「請求人」という。) が令和2年5月28日付けで提起した処分庁 豊見城市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。) による生活保護費用返還決定処分 (令和2年2月27日付け豊福社第17-146号。以下「本件処分」という。) に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

審理員意見書に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

- 1 請求人の主張
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 処分庁の主張
審理員意見書に記載のとおり。

理 由

- 1 本件に係る法令等の規定について
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 本件処分に違法又は不当な点があるかについて
(1) 請求人が援助金を目的外使用しているとした生活保護法 (昭和25年法律第

144号。以下「法」という。) 第63条の処分は適法か

自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額については収入として認定しないものとされているところ(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)の第8の3の(3)の(イ)、請求人の長女(以下「長女」という。)から請求人へのクーラー購入に係る援助金3万円(以下「本件援助金」という。)は、上記自立更生を目的として恵与された金銭に該当するから、請求人が本件援助金をクーラーの購入費用にあてる限りは収入として認定されないが、自立更生目的以外の目的に支出したときは、仕送り、贈与等による収入として認定され(次官通知の第8の3の(2)のイの(ア))、法第63条に基づく返還の対象になる。

そこで、請求人が長女からの本件援助金をスマートフォンの画面修理代及び生活費に使用したこと(以下「本件費消」という。)が目的外使用にあたるかについて検討する。

本件費消が目的外使用といえるためには、①請求人が現にクーラーを購入しておらず、かつ、②本件費消により請求人がクーラー購入代金相当額を喪失するに至ったことが必要であると解される。なぜなら、本件費消の当時既にクーラーを購入していたのであれば本件費消は目的外使用にあたらないし、いまだクーラーを購入していないときでも、請求人が本件費消の額とは別にクーラー購入代金相当額の金銭を保有していれば、上記次官通知が恵与された金銭を自立更生目的に支出すべき時期の制限を設けていないことも考慮すると、クーラーの購入が可能である以上、本件費消が目的外使用ということはできないからである。

したがって、処分庁が本件処分をするためには上記①及び②について調査し確認することが必要であったというべきである。

そこで、処分庁が上記①及び②について調査、確認したかについてみると、処分庁は本件処分時において請求人がクーラーを購入したかどうかについて確認していない(処分庁の回答 別添1の1の(1))。

そうすると、処分庁には本件処分に至る過程において、本件処分の基礎となる事実についての調査を怠った重大な瑕疵があったものといわざるえない。

なお、請求人の本件援助金と同額を生活福祉金貸付金の借入れの返済にあてたことにより法第63条に基づく返還義務は消滅したとの主張については、同借入金の返済と同条の返還義務は、それぞれ別個の法律関係により生ずるものであり、同借入金の返済が同条の返還義務を当然に消滅させるものでないことは明らかであるから、認めることはできない。

(2) まとめ

以上のとおり、請求人がクーラーを購入していない事実は、本件処分の根拠となるものであることから、その事実を確認せず行われた本件処分は不当なものであったと言わざるを得ないものである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年11月12日

審査庁 沖縄県知事 玉城 康裕



(教示)

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊見城市を被告（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。